

## 医療法人設立認可後の手続きについて

### 秋田県健康福祉部医務薬事課

設立認可後に医療法上必要となる主な手続きについてまとめましたので、参考にしてください。

- 1 設立の認可及びその他設立に必要な手続き（拠出金の払込等）が終了した日から、2週間以内に法務局へ設立登記を行ってください。（登記の詳細については、法務局又は司法書士へ御確認ください。）
- 2 設立登記後、医療法人登記届（様式第 51 号）に医療法人の登記事項証明書を添付して、所管の保健所へ遅滞なく、届出を行ってください。
- 3 次については、毎会計年度終了後に届出が必要です。失念されないようご注意ください。
  - 医療法人の事業報告書等届（様式第 47 号）・・・①  
事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書、関係事業者との取引の状況に関する報告書、監事の監査報告書を作成し、会計年度終了後 3 ヶ月以内に届出を行ってください。
  - 医療法人が開設する病院又は診療所の経営情報等の報告届（様式第 48 号）・・・②
    - ・経営状況に関する情報、職種別給与総額及びその人数に関する情報を作成し、会計年度終了後 3 ヶ月以内に届出を行ってください。
    - ・租税特別措置法第 67 条第 1 項の規定による特例を適用している場合は、「報告対象外医療法人」報告書を届出してください。

※①と②の届出方法は電子的届出（医療法人経営情報データベースシステム（MCDB））又は紙による届出になります（電子的届出を推奨）。電子的届出を行うためには事前に ID 発行が必要なため、下記の URL に掲載されている「ID 発行依頼票」を医務薬事課のメールアドレス宛てに送付してください。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000177753\\_00005.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000177753_00005.html)
- 医療法人登記届（様式第 51 号）  
資産額の変更、理事長の変更（重任を含む）などが該当し、登記後、遅滞なく届出を行ってください。
  - ※資産の総額の変更の登記は、組合等登記令第 3 条第 3 項により、毎会計年度末日から 3 ヶ月以内にする必要があります。
- 4 役員（理事、監事）の変更があった場合は、社員総会での決議後、医療法人役員変更届（様式第 52 号）を遅滞なく届出を行ってください。

（次頁につづく）

- 5 定款変更認可申請など県の認可が必要な手続きが発生する場合は、時間に余裕をもって事前に御相談ください。なお、案件審査にあたっては事業報告書等届など医療法上必要な届出が済んでいることを確認します。
- 6 各種書類の提出先は、所管の保健所です。（秋田市は秋田市保健所です。）
- 7 医療法人制度については、医療法令の他、以下のサイトを参考にしてください。
- 厚生労働省－医療法人・医療経営のホームページ  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/iryuu/igyuu/index.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuu/igyuu/index.html)
  - 秋田県公式サイト（美の国秋田ネット）－医務薬事課（医務関係）－医療法人  
<https://www.pref.akita.lg.jp/pages/genre/70092>  
※認可申請及び届出に必要な様式は下記からダウンロードしてください。（最新の様式を使用してください。）  
<https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/2219>

(R8. 4. 1)